

多重債務問題の解決を支援しようと、県は26日から12月3日まで、県内17か所で「借金に関する無料法律相談会」を開催する。相談は予約制（26日分は22日午後1時まで）で、地元の弁護士が応じる。県消費生活センターでは「一人で悩まず、信用できる機関に相談することが早期の解決につながる」として、利用を呼び掛けている。

複数の金融機関から、自分の返済能力を超えた借金をしてしまう多重債務問題は、個人の知識や努力だけでは解決が極めて困難とされる。

返済が不可能な場合は法的な手続きの検討が必要なこともあり「任意整理」、「特定調整」、「個人版民事再生」、「自己破産」と複数ある債務整理の方法について、相談者の状況に応じて助言する。

会場は、山形市の市消費生活センターや、県職員会館あこや会館、米沢市の県置賜総合支庁、三川町の県庄内総合支庁、新庄市の県最上総合支庁など。場所によって、土日や夜間に開催するところもある。

県消費生活センターによると、2010年の貸金業法改正で導入された、個人の借り入れに上限を設ける「総量規制」制度によって、住宅ローンなどを除く借入総残高が「年収の3分の1」を超える場合は、新規の借り入れができなくなった。

そのため、多重債務問題は以前に比べて鎮静化しつつあるものの、多額の借入残高のある人は現在でも相当数いるとみられ、依然として深刻な社会問題となっている。

同センターは「多額の借金でも、解決する方法は必ず見つかる。返済などで悩んでいる方はぜひ、相談会の利用を」としている。

詳しい問い合わせは、同センター（023・624・0999）へ。